

旭川市立西御料地小学校
学校いじめ防止基本方針



平成26年4月
(令和4年5月改定)

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識の下、いじめられている児童がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている児童にはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、どの児童にも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処に努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(以下「法」といいます。)では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないように努めます。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽は、どの児童にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 児童一人一人を大切にしたい授業づくりや集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童の発達の段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び令和4年度の目標

本校児童は、昨年度、春と秋に行われたいじめアンケートにおいてほぼ100%が「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」と回答しており、いじめの防止、撲滅について非常にたかい意識を持っています。令和3年度はいじめの認知件数は1件であり、その件は解消しています。「いやな思いをしたことがある」児童については、令和3年度6月から11月にかけて一定数増加しました。折にふれ、いじめ未然防止についての指導を行うことで、相手にいやな思いをさせない意識を高めてきました。「いやな思いをしたとき誰にも相談しない」児童の解消については、6月調査が31/422人、11月調査が36/425人で、全校児童の約8%が一人で悩みを抱えたまま過ごしていることになり、引き続き日常的な児童観察や教育相談を通して、児童の悩みに寄り添っていくことが求められる結果となりました。

このような結果と昨年度のいじめ防止についての目標を踏まえ、今年度の目標を、

- ・いじめ未然防止の徹底と積極的認知
- ・「いやな思いをしたとき誰にも相談しない」児童の解消

と設定しました。多くの職員が目でも子どもたちを見守り、いじめ撲滅はもちろんのこと、児童が気楽に相談できる校内的な雰囲気を作り、一人で悩む子どもたちの削減を実現させます。

また、今年度も、「新型コロナウイルス感染」にかかわる差別やいじめを徹底的に封じ込め、子どもたちの不安をしっかりと取り除いていきます。

さらに、学校評価の項目に「いじめ防止の取組」に対する評価項目を追加し、保護者、職員、児童から評価を受け、改善をしていきます。

2 児童が主体となった取組の推進

児童が主体となった取組として 学校スローガンの作成、『やさしい声かけ 運動』を行います。いじめの防止を訴えるこの取組について計画し、実行することによって、児童が傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動が行えるようにし、児童自らが、いじめの問題について、主体的に考えることができるようにすることを目的としています。また、地区の小中連携として取組を行い、小学校と中学校が同じ目的の下、いじめに対して取り組むことができるようにしていきます。

【計 画】

- ①学校いじめ基本方針（児童版）の策定
- ②児童会で、いじめ撲滅のスローガンを作成し標語を作ってもらい全校に周知する。
- ③児童会で「やさしい言葉かけ」運動をおこない、低学年、中学年、高学年から「やさしい言葉かけ」を募集する。低・中・高学年の優秀作品を決める。
- ④優秀三作品は、年間掲示→連携する小学校・中学校におくり紹介、掲示してもらう。

3 学校いじめ対策組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の構成

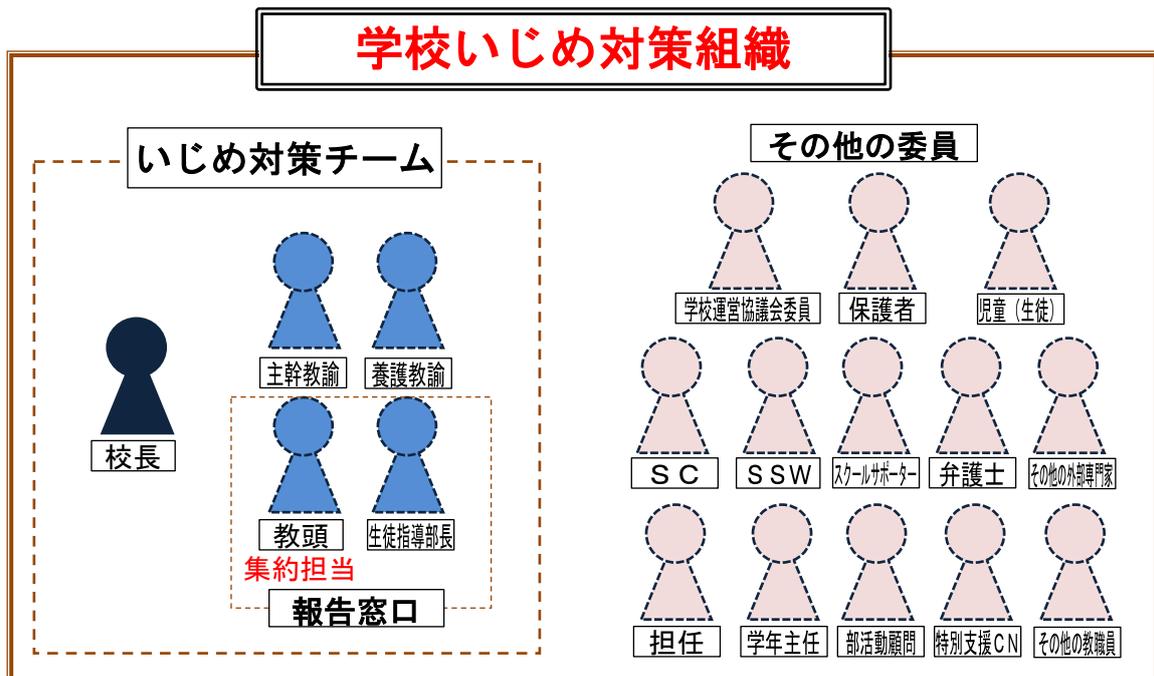
学校いじめ対策組織は、自校の複数の教職員や、必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するその他の関係者等により構成されています。

また、学校いじめ対策組織内に、管理職や主幹教諭、生徒指導部長など、校内の主要な役職にある者から、組織的な対応の中核として機能する「いじめ対策チーム」を設置しています。

さらに「いじめ対策チーム」のメンバーの中から、他の教職員の報告をいつでも受けられる「報告窓口」として、教頭と生徒指導部長を配置し、その後の対応をコーディネートする「集約担当」として教頭が割り当てられています。報告が集約され、個々の事案への対処に当たっては、関係の深い教職員を「いじめ対策チーム」に追加します。

本校では、いじめの問題を特定の教職員で抱え込むことなく、組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを可能にし、いじめの防止や早期発見、対処について、より実効のないいじめの問題の解決に努めることができると考えます。

そのため、法に基づき、校長をリーダーとした複数の教職員等による常設の「学校いじめ対策組織」を設置します。いじめの防止については、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成や実施の際に、児童や保護者の代表、地域住民の代表として学校評議員などを加えて組織を構成し、いじめへの対処等は、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察官経験者）などの外部専門家等を加え、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組みます。



(2) 学校いじめ対策組織の役割

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりを行う。
- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口となる。
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめに係る情報があったときには、情報の迅速な共有及び関係児童生徒に対する聴取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
- いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する。
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、校内研修を企画し、計画的に実施する。
- 学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについて点検、見直しを行う。
- 「いじめ対策チーム」による会議を含め、学校いじめ対策組織会議の内容を記録し、整理・保管する。

4 いじめ防止の取組

(1) いじめについての共通理解

- ア) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。
- イ) いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、児童用「学校いじめ防止基本方針」を作成し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、児童が容易に理解できるような取組を進めます。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ア) 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性をはぐくむ取組を進めます。
- イ) 児童の発達段階や実態に応じた人権教育の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進めます。
- ウ) 幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を育てます。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ア) いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努めます。
- イ) 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- ア) 教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることが出来る機会をすべての児童に提供し、児童の自己有用感を高めるよう努めます。
- イ) 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- ウ) 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付けていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

学校は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

学校は、いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

○ 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、チェックシートの活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、児童が日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努める。

○ 児童及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備する。

いじめ発見・見守りチェックリスト

年 組 記入者 【記入日 月 日】

次の項目に該当する児童がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

児童氏名

- 遅刻・欠席・早退が増えた。……………〔 〕
- 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。……………〔 〕
- 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。……………〔 〕
- 教職員のそばにいたがる。……………〔 〕
- 登校時に、体の不調を訴える。……………〔 〕
- 休み時間に一人で過ごすことが多い。……………〔 〕
- 交友関係が変わった。……………〔 〕
- 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。……………〔 〕
- 表情が暗く（さえず）、元気がない。……………〔 〕
- 視線をそらし、合わそうとしない。……………〔 〕
- 衣服の汚れや傷み等が見られる。……………〔 〕
- 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。……………〔 〕
- 体に擦り傷やあざができていることがある。……………〔 〕
- けがをしている理由を曖昧にする。……………〔 〕

授業や給食の様子

児童氏名

- 教室にいつも遅れて入ってくる。……………〔 〕
- 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。……………〔 〕
- 発言したり、褒められたりすると冷やかしやからかいがある。……………〔 〕
- グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。……………〔 〕
- グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。……………〔 〕
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする。……………〔 〕

清掃や放課後の様子

児童氏名

- 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。……………〔 〕
- ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。……………〔 〕
- 一人で下校することが多い。……………〔 〕

主な相談窓口

◆旭川市子ども総合相談センター

<電話番号>

代 表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506 (こんにちはコール)

<受付時間>

月・木 8:45~20:00 火・水・木 8:45~17:15

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号>

0120-3882-56

0120-0-78310 (24時間子供SOSダイヤル)

<受付時間>

毎日24時間

<メール相談>

sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号>

0120-007-110 (ゼロゼロなな の ひゃくとおばん)

<受付時間>

平日 8:30~17:15

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

平日 8:45~17:30

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号>

0166-31-5511

<受付時間>

平日 9:00~16:00

◆法テラス旭川

<電話番号>

050-3383-5566

<受付時間>

平日 9:00~17:00

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

事前に都合のよい日時をお知らせください。

旭川市西御料地小学校 TEL65-0157

6 いじめへの対処

(1) いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (ア)遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- (イ)いじめられた児童やいじめを知らせてくれた児童の安全を確保します。対策組織の計画に基づき、日常の観察や「いじめ発見・見守りチェックシート」の活用など、いじめの再発や新たないじめが起きないように見守ります。
- (ウ)児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

(2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援

- (ア)いじめられた児童から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- (イ)いじめられた児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保します。
- (ウ)必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーターなど外部専門家の協力を得て対応します。

(3) いじめを行った児童への指導及び保護者への助言

- (ア)いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
- (イ)いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- (ウ)事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- (ア)いじめを傍観していた児童に自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- (イ)学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

(5) 性に関わる事案への対応

- (ア)他の事案と同様に、学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、児童生徒のプライバシーに配慮して対応を行います。
- (イ)事案の対応に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、児童に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行います。
- (ウ)事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図ります。
- (エ)詳細な情報の共有はチーム内のみとするなど、情報管理の徹底に努めます。

(6) 関係児童が複数の学校に在籍する事案への対応

- (ア)学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないように、教育委員会が窓口となり、各学校との緊密な連携の下、対応への指導・助言を行うとともに、学校相互間の連携協力を促す。

7 いじめの解消

(1) いじめが「解消している」状態でも単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断します。

(ア) いじめられた児童へのいじめとされた行為が、目安として少なくとも3か月止んでいる状態が、継続していること。

(イ) いじめられた児童本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめられた児童が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

(2) 観察の継続

(ア) いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、「いじめ発見・見守りチェックシート」を活用するなど、児童や学級等の観察を注意深く続けます。

(イ) いじめが解消していない段階では、いじめられた児童を徹底的に守り通し、安全・安心を確保します。

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた児童や保護者
- 学級担任
- 生徒アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の児童や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告>

- 把握者 → 報告窓口 → 集約担当 → 校長・教頭

いじめ対策組織会議の開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

- 事実関係の把握
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- いじめ認知の判断
- SCや関係機関等との連携の検討

【いじめ対策組織による対処】

○いじめを受けた児童及び保護者への支援 ○いじめを行った児童及び保護者への指導・助言 ○周囲の生徒への指導 ○SCなどによる心のケア ○関係機関（教育委員会、警察、子ども総合相談センター）との連携

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
学 校	<input type="checkbox"/> 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 <input type="checkbox"/> いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	<input type="checkbox"/> いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 <input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。	<input type="checkbox"/> いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 <input type="checkbox"/> 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくること大切さを自覚させる。
家 庭	<input type="checkbox"/> 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 <input type="checkbox"/> 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	<input type="checkbox"/> 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 <input type="checkbox"/> 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	<input type="checkbox"/> いじめを受けた児童及び保護者の意向を確認し、教育的配慮のもと、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

【再発防止に向けた取組】

- 原因の詳細な分析
 - 事実の整理、指導方針の再確認
 - スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用

- 学校体制の改善・充実
 - 生徒指導体制の点検・改善
 - 教育相談体制の強化
 - 児童理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施

- 教育内容及び指導方法の改善・充実
 - 児童の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実
 - 道徳教育の充実等、児童の豊かな心を育てる指導の工夫
 - 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組

- 家庭、地域との連携強化
 - 教育方針やいじめ防止の取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
 - 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
 - 児童のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

8 いじめの重大事態への対応

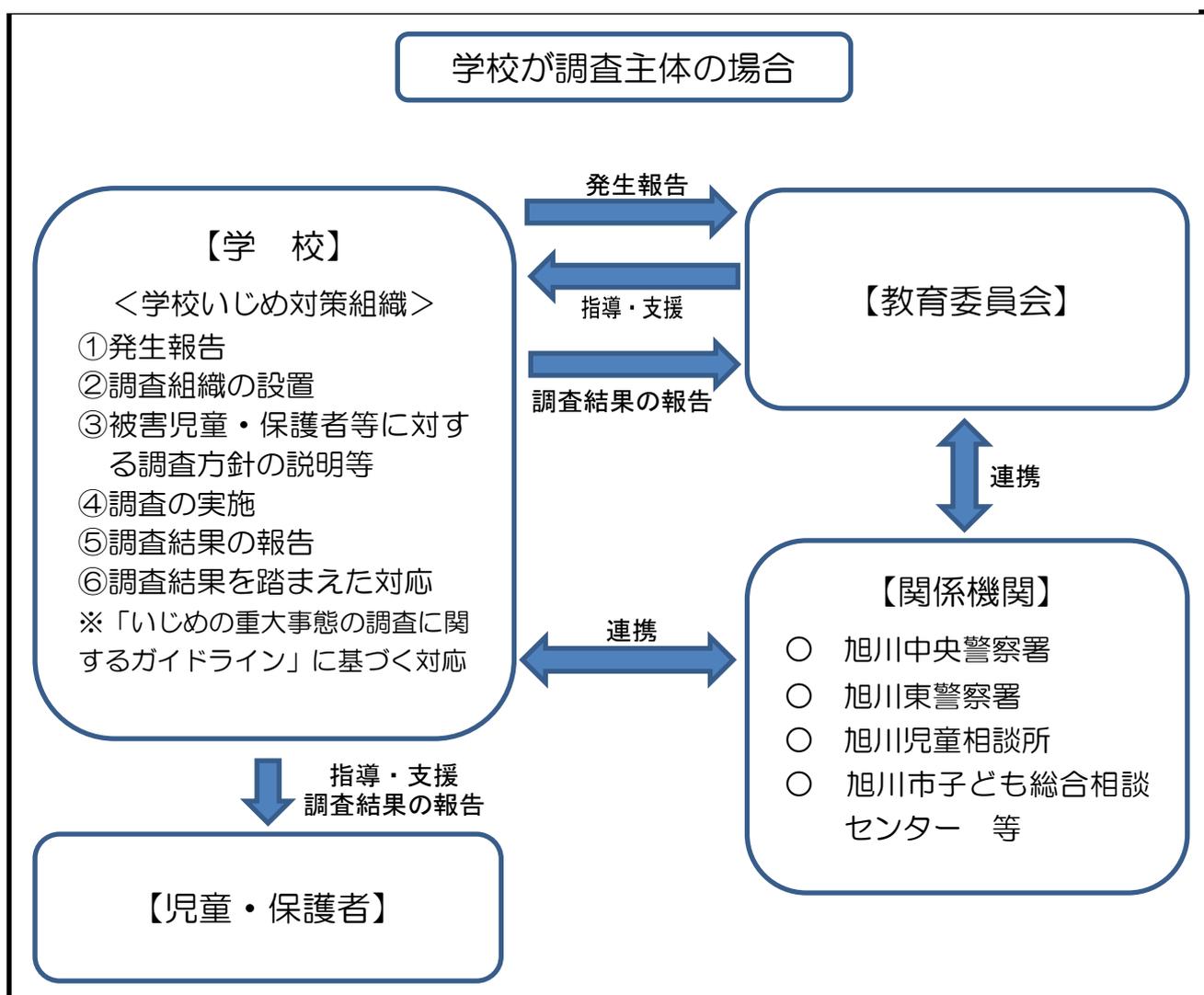
(1) 重大事態とは

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③ 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立があったとき。
※重大事態か否かの判断は、「いじめ防止対策推進法」や「国の基本方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を参考にする。

(2) 学校における重大事態の対処

- ① 重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応します。
- ② 学校が事実関係を明確にする調査を実施する場合は、「学校いじめ対策組織」において実施し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。
- ③ 調査結果は、被害児童及び保護者に対して適切に提供します。

(3) 重大事態対応フロー図



9 いじめの防止等に関する機関，保護者等との連携

学校は，関係機関や保護者，地域等と連携して，いじめの防止等に関する取組を実施します。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては，保護者や児童の代表，地域住民などの参画を得て進めるよう努める。
- いじめへの対処に当たっては，必要に応じて，学校いじめ対策組織に，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加えて対応する。（再掲）
- 民間の相談機関との連携については，管理職が窓口となり，個人情報保護に配慮しながら，いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに，対応状況や対応結果等について教育委員会に報告する。

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処，保護者との連携

学校は，インターネットを通じて行われるいじめを防止し，効果的に対処できるよう，情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

- 日常的，計画的に情報モラル教育を進めるとともに，保護者に対して啓発を行う。
- 学校ネットパトロールを計画的に実施し，早期発見に努める。
- 不適切な書き込みを発見した場合は，保護者との協力，連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに，必要に応じて，関係機関に適切な援助を求める。

1 1 学校いじめ防止プログラム

	4月	5月	6月（強調月間）
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の策定 ・生徒、保護者への説明内容 ・学校ホームページ等での公開 ・組織の役割、事案への対処マニュアル等の確認・共通理解 ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の内容の共通理解 ○学校ネットパトロール ※通年で実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。 ○生徒指導交流（毎月開催） <ul style="list-style-type: none"> ・問題行動・不登校等児童の報告 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告 ○教育相談
児童	<ul style="list-style-type: none"> ○基本方針（児童版）策定 <ul style="list-style-type: none"> ・各学級での検討、周知 ○相談窓口の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど 	<ul style="list-style-type: none"> ○ネット安全教室 <ul style="list-style-type: none"> ・ネットリテラシー、モラル ○道徳「命の尊さ」 <ul style="list-style-type: none"> ・命の尊さについて学び、尊重し合って生きることを学ぶ 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート調査① ○代表委員会が主体となった「スローガン」の決定
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談会 <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の説明 ・インターネット上のいじめ防止等に関わる協力要請 ○基本方針のHP公開 		<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ基本方針の説明等

	7月	8月	9月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・1学期の点検と評価 ・2学期の重点検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・2学期の重点の再確認 ○市主催「生徒指導研究協議会」への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ・非行防止の取り組みについて検討 ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・旭川市生徒指導研究協議会の内容についての環流
児童	<ul style="list-style-type: none"> ○学活「命の安全教育」 <ul style="list-style-type: none"> ・SOSのだし方等を学習 ○相談窓口の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど 	<ul style="list-style-type: none"> ○道徳「命の尊さ」 <ul style="list-style-type: none"> ・命の尊さについて学び、尊重し合って生きることを学ぶ 	
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○個人懇談会 <ul style="list-style-type: none"> ・1学期のいじめ防止等の取組状況 ・夏季休業中の生活 	<ul style="list-style-type: none"> ○市主催「生徒指導研究協議会」への参加 	

	10月（強調月間）	11月	12月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート，教育相談の結果を情報共有，対処の検討 ○校内研修 ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告 ○教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート，教育相談の結果を情報共有，対処の検討 ○校内研修 ・「生命（いのち）の安全教育」の授業の実施について 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 ・2学期の点検と評価 ・3学期の重点検討 ○校内研修 ・個人懇談について ○学校評価 ・いじめ防止に係わる取り組み 等
生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート調査② ○生活委員会が主体となった「やさしい声かけ運動」 	<ul style="list-style-type: none"> ○御料っ子ストリートの企画 ・異学年と交流を通して学ぶ ○道徳「命の尊さ」 ・命の尊さについて学び，尊重し合って生きることを学ぶ 	<ul style="list-style-type: none"> ○学活「命の安全教育」 ・心の健康を守るために ○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー，子どもホットライン，子ども相談支援センターなど
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会 ・学校いじめ基本方針の説明等 		<ul style="list-style-type: none"> ○個人懇談会 ・2学期のいじめ防止等の取組状況 ・冬季休業中の生活

	1月	2月	3月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 ・3学期の重点の再確認 ・学校評価の分析・確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 ・1年間の取り組みについての点検・評価 ○教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 ・1年間のいじめ防止の取組や対処等の状況，指標等の検証 ・新年度に向けた指導や配慮が必要な状況等の確認 ○職員会議 ・年度の反省 ・次年度に向けて
児童	<ul style="list-style-type: none"> ○道徳「命の尊さ」 ・命の尊さについて学び，尊重し合って生きることを学ぶ 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート調査③ ○情報モラル教室 	
家庭・地域			<ul style="list-style-type: none"> ○一年間の取り組みの状況等について公表 ・学校便り，参観日等